

## 平成23年度第1回年金業務監視委員会

平成23年4月8日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第1回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

本日は、東北地方太平洋沖地震に係る被害状況及び対応状況、第3号被保険者の記録不整合問題に係る検討状況及び日本年金機構平成23年度計画について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

それでは、まず、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による年金事務所等の被害状況及び被災者に対する支援措置の実施状況について、説明をお願いします。

【片岡経営企画部長】 日本年金機構の経営企画部長の片岡でございます。

それでは、資料1に沿って御説明いたします。東日本大震災への対応状況ということで、まず1といたしまして、年金事務所等の被災状況です。機構職員本人に関しては、人的被害はありませんでした。物的な建物の被災等でございますが、被災のあった年金事務所は27事務所です。程度はいろいろございます。順次復旧いたしておりますが、中でも一番著しい被災のありました石巻年金事務所は、すごい津波というわけではないんですが、津波で徐々に浸水をして、1階の1m程度が浸水してしまいました。当時浸水しましたが、ここにつきましても、当面は2階を利用して書類の受付のみをやっております、それが3月29日からできるようになりまして、一応、今は全ての年金事務所での閉鎖は解消しております。

それから、被災地には、そのほか第3コールセンターが仙台に、それから、紙コンの記録突合センターが3か所、仙台に2か所、水戸に1か所ございます。こちらも当時一時閉鎖となりましたが、順次復旧し、第3コールセンターは3月28日より、突合センターも3月末、あるいは4月1日、それから水戸突合センターにつきましては4月4日からということで、4月4日から全ての拠点で作業を再開しております。しかしながら、端末などが破損したり、まだ交通事情の影響で従業員の欠勤等がございまして、本格稼働といえますか、フル稼働にはまだ至っておらないような状況でございます。

それから、昨夜(4月7日夜)遅くの大きい余震の影響でございますが、それを受けて、

今日、東北地方はかなり停電があつたりしております。停電の影響等もありまして、オンラインが一時不通になったこともあります。今は順次オンラインも復旧しております。全ての事務所のオンラインは稼働しておりませんが、一応、今、事務所として閉鎖は全て解消している状況でございます。

今回、また、コールセンターなども一部被害が起きまして、一時期かなり復旧したんですが、業務は再開しているものの、幾つかの端末等がまた破損いたしましたので、応答率が一部下がってきているところがございます。

被災者に対する支援措置の実施状況でございますが、まず、来週4月11日から被災者専用のフリーダイヤルを設けまして、各種の年金の特例措置を始め、被災者の方々からどこからでも無料で年金相談が受けられるようなフリーダイヤルを、来週11日から設ける予定でございます。

それから、年金事務所の職員が被災地、避難所等への出張相談を行っております。実施に当たりましては、社労士会にも御協力をお願いしております。また、自治体や厚生労働省の労働局とも連携して、ワンストップで相談ができるような形でも取り組んでおりまして、今、順次実施しているところでございます。

あわせて、年金に関する特例措置が今回いろいろととられておりますので、これをより多くの方に知っていただく必要がありますので、ホームページはもちろんのこと、ポスターやチラシを避難所とかに配布あるいは掲示していただけるようなものを配っております。順次展開しているところでございます。

業務の状況でございますが、年金の支払いにつきましては、年金支払い日は15日で、3月は奇数月ですので、随時払いで、件数は少ないですが、順調にそれぞれの御指定の振込口座に振り込まれておりますし、4月15日の定期の支払いについても各振込口座に確実に支払われるように準備といたしますか、そのような形で体制を整えております。

それから、参考でございますが、これまでに講じられました特例措置等でございます。

一つ目が、厚生年金保険料等の納期限の延長でございます。対象地域に所在する事業所等であって、3月11日以降に納期限が到来するものについては納付の期間を延長するというものでございます。

二つ目が、国民年金の保険料の免除でございます。被災に伴いまして、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分1以上の損害を受けられた場合、御本人からの申請に基づいて国民年金保険料を全額免除するという措置でございます。

それから三つ目でございますが、障害基礎年金などの支給停止の解除で、所得制限によりまして支給停止となっている障害・遺族基礎年金などについて、一定の要件を満たした場合には支給停止の解除の処理を行うというものでございます。

四つ目ですが、現況届等の取扱いということで、現況届等を出さないと支給が止まってしまうものにつきまして、被災地域に在住されている方からの現況届、生計維持確認届については通常どおり送付しておりますが、その上で、期限までに提出がなくても、そういう場合には8月の定期支払いまでは支払いを継続するというものでございます。

このほかの特例措置につきましても、今、年金局でいろいろと検討されていると伺っておりますが、そういうものが決まり次第、日本年金機構も適用し、周知なども徹底していきたいと思っております。

状況は以上でございます。

**【内山政務官】** 今の説明で御質問を二、三させていただきたいと思えます。

国民年金保険料の免除の延長というのは、期間はどのくらいかということと、それから、「被災に伴い、住宅、家財、その他」とありますけれども、世帯主が死亡して納められないなどというケースはどうなるのか。その辺り、二点、教えていただけますか。

**【町田国民年金部長】** 国民年金部長でございます。

まず、免除の期間の関係ですが、一応、今のところ6月までということになっておりますが、その延長について、今、厚生労働省で検討していただいているところでございます。

それから、世帯主の方がお亡くなりになって保険料がお支払いできないというケース、被保険者御本人の方、又は納付義務者として世帯主の方等がございますが、その場合も、当然ですけれども、今回の場合の被災によって家財等が消滅されたということで財産の2分の1程度がその段階で失われているということがございましたら、免除に該当いたしますので、保険料は免除になります。

**【内山政務官】** せっかくですから、これは書いたほうがいいんじゃないですか。世帯主の死亡等という形で入れたほうが分かりやすいんじゃないですかね。

**【薄井副理事長】** 機構としては厚生労働省で決めたルールに基づいて措置をいたしますので、意見があったことも年金局とよく相談をしたいと思えます。

**【内山政務官】** では、年金局、どう思いますか。

**【中村事業管理課長】** 事業管理課長でございます。当然、被災者の方がお困りにならないように、できるだけの措置をとりたいと思っておりますので、今の御指摘の点も含

めて、機構ともよく相談しながら検討していきたいと思います。

【内山政務官】 はい。

【郷原委員長】 厚生年金の関係ですが、津波で会社ごとほとんどなくなってしまったような状態の中小企業者というのもたくさんいると思うんですけども、そういったところの厚生年金保険料の徴収とか滞納というのはどういう扱いになるんですか。

【石塚理事】 今のところ、宮城とか福島とかの対象地域は、地域自体が納付猶予ということで納期限の延長がされていますので、ここ数か月のうちにどうこうという話にはならないんですが、最終的に適用事業所が、本来であれば事業所廃止になれば事業主から届出を出してもらおうというのが一般的なルールなんですけれども、そういう所定の手続がとれない場合にどういう形での届出を出してもらおうのか、あるいは、どうしてもどこからも届出がない場合には、場合によっては、その行政庁が言わば職権でというか、その事業所が全喪したというのを認定する手続面の詳細については、今、年金局と調整させていただいている状況でございます。

【吉山委員】 まずは、機構職員の方々に人的被害がなかったということで安心しております。

被災者に対する支援のところですが、現在、全国社会保険労務士会連合会で「社労士会 復興支援ほっとライン」というフリーダイヤルの無料相談を4月1日から行っておりますので、御利用いただきたいと思います。

特にPRしようというのではなくて、震災後のテレビ等でボランティアの方がたくさん集まっているのに、被災者の方々がそのボランティアの存在を知らないというのが放映されていて、非常にもったいないことだと思っておりますので、活用していただきたいと思っております。

2の③のところ、特例措置ですけれども、宮城と岩手、福島社会保険労務士会のメンバーが相談等を手伝っているようなんですが、この特例措置の中で、現場では取り扱いにくいものがたまに出てきて、行政の方々と相談した上で改善案をどんどん出しているというのが耳に入っておりますので、その改善案をほかの地域にも広めていただきたいと思っております。

【郷原委員長】 業務そのものというよりも、今年度の予算執行の問題にも関連するのかもしれませんが、これだけ大きな災害で国全体、本当に予算の執行の仕方、お金の使い方も根本的に考え直さないといけないということになると、年金に関連する当初考えてい

たようなお金の使い方もいろいろ見直したりする余地もあるんじゃないかという気がするんです。

例えば、例の紙コンの突合せに相当大きなお金を使うというのは、これはいろいろ意見の対立はありましたが、一応、今年度は実施が予定されているわけです。しかし、予定されていた状況と今全く違うわけです。この復興財源をどこから捻出するかという状況になっているときに、本当に予定通り、いろいろと反対意見もある、紙コンの業務の委託というのをやるべきなのかどうかということ、改めて検討してみる余地もあるのではないかと。

それから、年金の水準についての物価スライドという制度があるのに、最近のデフレの状況の中で適用されてないんですよ。言ってみれば、ずっとそのデフレが続いているから、年金受給者はその分少し、本来の法律に基づく金額以上のものをもらっているとも言えるわけですよ。そういったものを何とか復興財源に活用できないかとか、そういう年金制度全体で今の状況に対応していこうという考え方は、厚労省年金局の側で情報提供として行われる考えはないのかということについていかがでしょうか。

**【古都総務課長】** 今、委員長からのお話につきましては、政府全体としてこの大震災にどのように対応していくかということで、ハイレベルでトップの本部のほうで、多分財源も含めて、あるいは対応の時期も含めて、今後御議論をされると思っております。そういった中で、どの部門が、年金に限らず厚生労働省全体としてどうやっていくのかということの中で総合的に考えていくのかなと思います。

当然のことながら、年金でありますから、きちんとお支払いをするということは確実にやらなければならないことだと思いますし、いろいろな事業も利用者、被保険者、受給者へのサービスについては一定の水準を確保しなきゃならないというふうに思っております。現時点で御指摘の点についてどうこうということはまだ決まっておりませんし、現段階ではきちんと予算を執行することをまず考えなければいけないわけですが、政府全体のいろいろなお話の中で、我々としてもいろいろと考えていくことになろうかと思っております。

**【郷原委員長】** 今年度の予算執行はしばらく停止している状態ではないですか。紙コンの関係の業務などもまだ今年度は動いてないんですよ。

**【薄井副理事長】** これは、委託事業者がおりますので、4月以降も機構からの委託というのは続いておりますから、先ほど少し話題に出ました東北の拠点であるとか、茨城の拠点は業務が少しペースダウンしてはいますが、突合作業自体は進んでおります。

将来の話は、先ほど総務課長からも申し上げたとおりでございます。

【吉山委員】 今、財源の話と、厚生労働省全体でというお話が出たので一つ思い付いたんですけども、今、被災地域で離職票の発行という作業が非常に多いそうです。失業給付をもらうための票なんですけれども、それが多いいいことは、職を失って給付を受ける方がたくさんいらっしゃる。もう、平成23年度の労働保険料、雇用保険料の率は上がらないということが決まっておりますので、収入は減ることはあっても増えない。それでいて出費が出るようなことが予想されているのと、被災者の方には申し訳ないんですが、遺族年金の給付が、津波の場合の死亡の認定が1年ではなくて3か月になるというのがこの間新聞に出ていたと思うのですが、そうすると、どこかで生きていないかもしれないという希望を打ち砕くような発言は胸が痛むのですけれども、ひょっとすると、もう6月、7月ぐらいから遺族年金の請求等が出てきて、支払いも発生すると思いますので、それは迅速に手続あるいは処理していただきたいと思うのですけれども、その辺りも予算の上ではいつもの年と違った出費が増えるのではないかと考えております。

【村岡委員】 年金と直接関係ないのですが、内山政務官がいらっしゃるのので教えてください。

罹災証明というのはどこへ行っても取れるんですか。例えば、仮の例として私が東京で被害に遭いました。けれども、その後、例えばたまたま親類が北海道にいるので北海道に行ったと。北海道の札幌なら札幌の市役所に行ったらとれるんですか。

お願いしたいのは、どこへ行ってもそういうのができるようになっていませんか、窓口はあちらですと言われても罹災者の方は行けないですよ。そういうサービスでは、あそこへ行けばありますと言われてもできないので、是非日本全国でそういうことができるようにしていただければ、年金も含めて非常に便利じゃないかと思ったので発言させていただいた次第です。

【内山政務官】 どなたか知識のある方、お願いします。

【田中行政評価局長】 すぐに関係局に照会を掛けておきますので、お時間をください。

【郷原委員長】 後ほど御回答ということで、ほかにありませんか。

【内山政務官】 遺族給付が増えることが予想されておられますが、人的なシフトを被災3県に多くするというような計画はありますか。

【薄井副理事長】 先ほど少し御説明したように、被災者への出張相談などがございまして、これは東北と北関東を除く全国のブロックから人的資源を動かします。来週から

入ろうと思っています。

それから、4月というのは新人の採用などがあって業務が割と多いんですが、こういう状況ですので、被災地では今のところ、それほどその業務が増えているということはないのですが、これからこの種の特例であるとか、今、政務官がおっしゃったようなお話が出てきますので、主として事務センターで処理をしている事務ということになるかと思いますが、その辺りをどうするか、どういう支援体制を組むのがいいか、今、中で検討しているところでございます。

**【郷原委員長】** よろしいですか。

それでは、続いて、第3号被保険者の記録不整合問題に係る検討状況についてヒアリングを行います。この問題につきましては、3月8日に当委員会としての意見を取りまとめましたが、その後の厚生労働省における検討状況について、御説明をお願いします。

**【古都総務課長】** 年金局総務課長でございます。御説明申し上げます。

資料は、次のページの資料2-1に、3月8日付の厚生労働大臣のペーパーを付けております。この3号被保険者の不整合記録問題の対応につきましては、ただ今、郷原委員長からお話ございましたように、年金業務監視委員会でも2月に2度、ヒアリングを受け、あるいは御説明をさせていただきました。その後、国会等様々な方面からもいろいろな御意見もいただいております。

そこで、3月8日の年金業務監視委員会の意見につきましては、総務大臣に提出された後、総務大臣から厚生労働大臣にその内容につきまして意見表明がございました。それとあわせて、同日付で厚生労働大臣に助言をする年金記録回復委員会におきましても、厚生労働大臣が法改正を視野に入れて検討していきたいという見解を示したことも踏まえて意見を取りまとめ、厚生労働大臣に御提出いただいたということでございます。それは参考資料のほうにお付けしております。

そういうことで、この3月8日付けの厚生労働大臣ペーパーの最初のところに書いてありますが、3月8日に年金業務監視委員会からの総務大臣に対する意見書、そして総務大臣からの意見表明、そして年金記録回復委員会の意見の申し入れ、こういったものを踏まえまして、厚生労働大臣が、年金業務監視委員会、あるいは年金回復委員会からの意見を踏まえつつ、総務大臣と協議して方針を決めると申しておりましたとおりに、その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議が行われ、以上の内容を踏まえた抜本改善策の方向性と論点を

以下のとおりに整理をし、併せて関係者処分という方針を3月8日に示されたということでございます。3月8日の御意見に対する大臣としてのお答えであろうと思っております。

内容でございますが、1といたしまして、抜本改善策は、まず法律により対応すると明記しております。

二つ目は、2番目、3番目で二つに分けておりますが、まず被保険者の方々につきましては、受給資格期間の特例を創設する（「カラ期間」の導入）ということで、対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないために、特例追納が困難な場合でも、少なくとも25年の年金受給資格期間を含めて算定する特例、いわゆる「カラ期間」を設けることを検討する。

それから、2ページでございますが、この「カラ期間」につきましては、特例追納ということを含む。同時に、この期間については過去に訂正された期間も含めて保険料を追納できるようにする。「ただし」というところで書いておりますけれども、一度に納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

以上が基本的方向でありまして、主な論点としては、分割納付の期間、方法、あるいは保険料の水準をどうするかということが挙がっております。

それから、既に年金を受給されている方、受給者の場合につきましても、上記被保険者と同様、受給資格期間の特例の創設、それから特例追納の実施ということで被保険者と同様に検討するというところでございます。

主な論点としましては、既に支払われた年金をどのように扱うか、あるいは将来の年金額を減額するかどうかということでもあります。

その際の留意事項としまして、被保険者の取扱いとの公平性、あるいは現に年金を受給している方の年金を減額することの法制上の可能性、それから、高齢者の生活の安定、あるいは不整合が発見された方とどうしても見つけられない方が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となる、こういったことも留意しながら検討を進めるということでございます。

それから、4番、「運用3号」通知の留保の解除及び廃止。通知の取扱いについては2月24日に留保すると大臣は申しておりました。これについては、きちんと3月8日付で通知の留保を解除して通知を廃止することにしました。

また、1月1日から2月24日までの間に裁定をされた方につきましては、3月随時払い以降、既裁定額を支給いたします。「ただし」というところでございまして、抜本改善策が1月1日からなる場合には、裁定額と既裁定額の差額の調整も検討するというところであ



ります。

さらに、今後の新規裁定請求、つまり2月24日までに裁定されなかった受付済みの裁定請求も含めて、通知の廃止の後は、運用通知発出以前の取扱いで対応することにいたします。

加えて、以上の措置は法改正施行後3年間の時限措置とすることを検討するとしております。これは、現在、参議院で継続審議になっております年金確保支援法案の衆議院修正で3年間の時限ということを踏まえまして、今回申出できる期間は3年間に限るということで検討するというございます。

主な論点としましては、この3年間の間にいろいろな広報や勧奨を十分に行ったとしても、期間内に記録の訂正ができないケースもあることを、どのように扱うかということがございます。

最後に6番目、将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討するというございます。以上を3月8日に方針としてお示したところでございます。

これにつきましては、政府内、厚生労働省内の手続を行うということで、厚生労働省にある社会保障審議会に第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会を設けるということで、審議会に御相談をし、そして3月31日付で特別部会が設置されたところでございます。厚生労働大臣からは、この特別部会で4月中に集中的に御議論いただいて、案をまとめていただきたいという御意向を示されているところでございます。

そういうことで、現在は、資料として特別部会のメンバーも出ておりますように、御検討を始めていただいたというございます。4月5日に第1回を開き、これまでの経緯と、年金業務監視委員会の意見、あるいは回復委員会の意見等も含めて御紹介をさせていただいて、それらも含めながら、この大臣ペーパーの方針、論点に沿って検討を進めていただくことにいたしております。現状はそこまでやっておるというございます。

**【郷原委員長】** 御意見、御質問よろしいですか。

3ページの4のところ、「ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には」と書いてあるんですが、これは、法改正によって抜本改善策がとられることになった場合ということですね。

**【古都総務課長】** そうです。

**【郷原委員長】** ということは、もし法改正がなかなか通らない、立法ができないとい

うことになるのでしょうか。法律の話なので、そういう場合だってあり得ますよね。

【古都総務課長】 現時点では、まずは法律で対応することを考えておりますので、それに向けてお願いをし、改正の努力をしていくことになろうかと思えますし、その努力を進めていくことだろうと思えます。なかなか通らない場合ということ、今、にわかには考えられないんですけれども、それは、これから私どもが案を示して、また国会で御判断をいただくことかなと思えます。

【郷原委員長】 しかし、去年の今頃は法改正が困難だからということで、我々から言わせると違法だと思える運用3号の措置がとられたんじゃないですか。今回は、その法改正には何の問題もなく、間違いなくそれを実現するという前提で考えられるというものいいんですが、それはそうじゃない場合だってあり得るわけだし、そもそも法改正を前提にしているんですが、その前提となっている考え方としては、運用3号という措置は、効力を全て失わせるということじゃなかったんですか。国会でも問題になって、法律上、そもそもこの運用3号という扱いはおかしいんじゃないかという指摘を受けて、運用3号という措置はやめたということになると、既に裁定されたものについても返してもらうのが原則じゃないんですか。法律が通ろうが通るまいがまずは返してもらう。ただ、もし遡って、この1月1日からこういう措置で払いますよということになれば、そのときに払うことになるのが本筋だと思うんですけれども、そうじゃないんですかね。

【梶尾年金課長】 年金課長でございます。監視委員会からあのような御意見をいただいているのは、もちろん承知してございますけれども、その運用3号の取扱いというものの自体が法的に許されないものではないというのが質問主意書でも答弁しているところでございます。ただ、そうは言っても、今回それをも、全体として法律によりこの問題に対応するんだということで、その法律の内容というのは、厚労大臣が出したものを基に今後検討を進めていくわけですが、その中で、運用3号通知の取扱いに基づいて裁定されたものについても、1月1日に遡って無かったことにするという立法になれば、それで調整をするという整理になろうかと思っております。

【郷原委員長】 確か、3月8日の時点では、年金業務監視委員会からは運用3号という取扱いは違法の疑いがあるという指摘をし、それにもかかわらず、厚労省では必ずしも違法とは言えないという見解が示されていて、なぜ違法じゃないのかということについて、我々はいろいろとお伺いをしているところだったんですけれども、まだ全然納得できる説明がない状態で、その後大震災があって、途切れていたわけです。今その状態に戻ってみ

て、それでは、違法ではないという説明が十分にできたんですか。そこまで全然解決していないと思うんですよね。

【梶尾年金課長】 そのときにも質問主意書でこういう形で答えをしているということをお説明して、ただ、それでも監視委員会としては違法の疑いがあると考えたとの御意見があったんだということ。

【郷原委員長】 だから、質問主意書に対する答弁書でも、違法とは必ずしも言えないと書いているだけで、理由が書いていないので、なぜそんなことが法律上許されるのかということについては、少なくとも、我々としては全く納得できてないんですよ。それ以降、全然回答をもらってないし、なぜ違法じゃないと言えるのか。ですから、最終的に運用3号をやめるといえるのはいいんですよ。違法だからやめるといえるのであれば、これは全部効力を失わせないと筋が通らないじゃないですか。ところが、それを前提にしないから、運用3号も一応生きているんだけど、ただ、それを法律が通ったらやめましょうという、何か接ぎ木みたいな話になっちゃっているんですよ。それはおかしいんじゃないかと言っているわけです。もしそうでなければ、本当に違法ではないということの説明が十分に行われないといけないと思うんですけどね。

【梶尾年金課長】 質問主意書の回答を多分御説明していると思いますけれども、それで法的に許されないものではないということをお説明していることになろうかと思いますが。

【郷原委員長】 いや、説明というのは、ちゃんと理由が示されて説明になるわけでしょう。聞いたら、内閣法制局が何とかかんとかと言っているだけで、全然理由は示されていないんですよ。

【古都総務課長】 政府として2月の時点で質問主意書にお答えしています。そのときに、事実に合わせて年金記録を過去に遡って職権で訂正することは多くの年金受給権者及び被保険者に不測の不利益を生じさせ、年金制度に対する国民の信頼を損ねることになることから、あえて現状の年金記録を尊重することにより、国民に大きな負担を強いることなく、現行の年金制度に帰するものであり、このことが法的に許されないものとは考えていない。それは、今、委員長がおっしゃったとおりだと思うんですが、その時点ではそういうふうにお答えしていて、それは政府内で、もちろん法制局というのは我々が法案を出すときに、きちんと憲法上も大丈夫かどうかと一応チェックする機関でありますから、そういうところも含めて議論をして、こういうような答弁をさせていただいております。

ただ、そういうことで必ずしも許されないものではないんだけど、まさに監視委員会でも御議論がありましたし、国会でも御指摘がありましたように、きちんと法律にのっかってやるべしということで、私どもの大臣も基本的には法律で対処ということにされ、それはどういうふうに制度設計できるのかということは今後検討していくというふうにお答えをしている次第でありまして、通知は、先ほど申しましたように廃止するとしています。ただ、既裁定の方だけは、将来の調整ということも当然に含みながら、それは法的にきちんとやっていくという前提の中で、そういう御議論をしていただき、現時点は既裁定、ある意味ではぎりぎりの中でやった措置としての裁定でありますから、その裁定自体をその期間有効と考えてやっています。ただ、法的に最終的な整理をされた場合、当然、ここに書いておりますように、その法的措置の考え方にのっかってきちんとされるべしということだと思います。

【郷原委員長】 確か、我々が意見書を出した日の夜に厚労省から抜本的な対策の方針が示されましたよね。その紙には、この運用3号によって裁定された分も全部返してもらうという話になっていたんじゃないですか。

【梶尾年金課長】 その紙が先ほど御説明した資料2-1ですが。

【郷原委員長】 そういう話はなかったんですか。

【梶尾年金課長】 その紙がこの資料2-1です。

【古都総務課長】 まさに先ほども申しました、この資料2-1、3月8日の厚生労働大臣の方針表明、これがまさに総務大臣から年金業務監視委員会の意見が我々に示されてということで、これを総務大臣とも御協議して、これでやりましょうということです。

【郷原委員長】 それは、今説明してもらった資料2-1に書いてあることと同じですか。

【古都総務課長】 はい、そうです。

【梶尾年金課長】 これが総務大臣と協議をして、厚労大臣が発表したものです。

【郷原委員長】 では、既に払ったものを返してもらうという話は、そのときから立法によって抜本改善策が行われることになった場合だけですか。とにかく返してもらうという話ではなかったんですか。

【梶尾年金課長】 ここに書いてあるとおりです。そのときからそうです。

【郷原委員長】 最後の4ページに「事務局の業務遂行に関して不適切な点があった」というのは、どういうことですか。

【古都総務課長】 処分の話は私のほうからさせていただきます。これについては、現政務三役等に対してきちんと報告をしていなかったという面があるということで、それについて事務方について処分が行われたということでもあります。

それから、大臣、政務官も給与の返納等をされたということでございます。

【郷原委員長】 ということは、先ほど来お聞きしている運用3号というやり方に問題があったとか、違法であったとかいうことは全然前提になっていないと。あくまで報告に問題があったということしか厚労省は認めてないということですね。

【古都総務課長】 それは、先ほど政府の見解として質問主意書でお答えした方針に沿ってやっております。ただ、もちろん我々としてもきちんと報告しなきゃいけなかったことであるということです。

【郷原委員長】 ですから、改めて質問主意書に書いてあることの理由をもう少し明確に説明してほしいということを行っているわけで、そののところを書面なりで出してもらえませんか。見解、考え方です。運用3号のようなやり方が法律上可能なんだということの法的な根拠、解釈を、ちゃんと紙で出してほしいんですよ。それについて我々としても考えますから。本当にそういうことが言えるのかどうか。もし、法制局で本当にそういう回答をされているんだったら、それなりの検討の結果があるはずでしょう。それを是非紙にして出してください。

【古都総務課長】 当然、質問主意書も含めて検討させてください。まずもっては質問主意書でお答えをしているわけですから。その質問主意書もここにはお届けしないのかもしれないので、それも含めて検討させてください。

【村岡委員】 今の話、法律はちょっと置いておいて、私がこの対象の立場だったら、すごく腹が立つというか不条理に感じるんですよ。要するに、今、高い年金額を差上げますけれども、しばらくたったら返しなさいと、そういうことになり得るわけですよ。それははっきりと、法律か何かは知りませんが、そちら様の御都合で、私は非常に翻弄されているわけですよ。

例えば、そういうことがあり得るんだったら、しばらく支払うプラスアルファの分は支払いを留保しておくとか、何か超法規的なことはお嫌いなのかとは思いますがけれども、法律、法律と言われると、非常に素朴な国民としては翻弄されている気がするんですけど、その辺りはどうお考えになりますか。

【古都総務課長】 まさに先生のおっしゃるように、こういう取扱いにいろいろな意見

を持たれた方もいらっしゃるのはそのとおりだと思います。

私どもとしまして、今の仕組みも含めて、分かりやすくもっとやっていかなきゃいけないんじゃないかとか、この件につきましても、こういう事情でこうなりますよということもお伝えしていくなり、よく御説明をして、御理解をいただく努力をしていかなきゃいけないと思っております。今のお話も含めまして、もっともっとうかに分かりやすくしっかり御理解いただけるようにするかというのは、引き続き努力をしていきたいと思っております。

【村岡委員】 いかに説明されても、これは理解できないと思うんですが。私はその対象だったら、なんで今日払ってくれて、次の日返せと言われるの。それは、いかに丁寧な御説明をいただいても、いかに丁寧な文書をいただいても理解できるとは思えないんですけれども。ですから、間違われたのはそちらであれば、多少は何か譲歩していただくということはできないんですか。

【古都総務課長】 譲歩ということではございませんし、まず、仕組みをこれから変えますよということを申し上げているわけですので、その中でやっていくことだろうと思えます。これらの方は受給者ということでの扱いになりますから、受給者についてどのようにするのかということについては、今回ではなくて、それ以前に受給しておられる方もいらっしゃいますので、そういった方も含めて、今後の措置をどうするのかというところであわせて考えていくことではないかと思っております。

もちろん、御本人様が納得できる、できないというのはいろいろとございましょうし、私どもとしては、広く適用する仕組みというものでありますから、いろいろな制約、限界もありますので、そういったことも含めて、どう御理解いただくかということは、繰り返しになって誠に申し訳ないんですが、それは努力していくしかないと思っております。

【吉山委員】 今の3ページのところをまとめますと、まず、昨年12月14日までに受け付けたものと今年2月25日以降に裁定したものは、本来の取扱いに準じて裁定を行い、その間の22年12月15日に受け付けてから23年2月24日までに裁定されたものについては、運用3号を使った年金額を支払うということですよ。その後、抜本改善案が1月1日に遡及した場合には差額を調整する可能性があるという読み取り方で、まずよろしいでしょうか。

そうすると、よくこの運用3号のところには不公平感というのが出てくるんですよ。国民の立場にしてみると、この2か月ぐらいの間に受付をしてもらったとか裁定してもらっ

た人だけが高くなってしまうという不公平感がまず非常に問題になるのではないかというのが一つ。

それと、今、村岡先生がおっしゃっていたんですが、1回もらったものを返せというのは国民心理としてまたそれは腹が立つということなんですけれども、何年前か忘れたんですが、加給年金を余分に払ってしまったということがあったと思います。計算ミスだったと思うんですが、その当時、年金受給者に通知が行って、払い過ぎた加給年金をどうして返してもらうか。一括して返すか、もしくは分割して年金から引くか選択をするという方式をとって、国民の方から返してもらったと思うのですけれども、それは単にあのときに社会保険庁の計算か記録ミスだったと思うのですけれども、だから、そういう返還ができたのか、または、今回の運用3号と違う何か理由があるのかが分かれば教えていただきたいと思います。

【梶尾年金課長】 一番最後のところの御質問の関係から申しますと、裁定に誤りがあった場合には基本的な事務処理はどうかというと、ただ、再裁定をします。そうすると、過去に遡って支給額が変わるわけですが、その際に消滅時効もありますので、過去の5年分は返していただく。将来も下がるわけですが。その返していただくのを一括で返していただくか、今後の支払いの中から内払調整というような形でやっていくかというのは、御本人との調整になりますし、内払調整のときも受け取る額があまり減らないような調整をしていくという形になります。これは、誤った裁定があったのを直すケースについては、そういう形になるのが一般的な行政事務ということです。

次に、前半のほうで、この期間だけ高くなってしまうこととの関係に関して言うと、この期間だけ最後まで高いまを維持するかどうかというのは、この立法措置の中で、いや、この期間の人だけ高くするというのは不公平だから、この期間の人についても同じように低い額にするように調整をして、55日の間だけ高いというのが最終的になってしまわないように公平を図るということをするために1月1日に遡及して実施することを立法措置でやるのが検討課題だというのが書いてあるわけです。現状は、この運用3号の取扱いによって裁定をしていますので、一旦高い額で払っている形になっているのですが、その期間の人だけ高いというのは不公平じゃないかという結論になるのであれば、そこは遡ってみんな同じになるようにするというのを検討すべきではないか。

ただ、その一方で、そういう、一度払っておきながら返せというのはなかなか納得もいかない、村岡委員から譲歩も必要じゃないかという御意見もありました。そこで、そうい

う譲歩というのか、みんな同じにしないで、そこだけ一度もう払ってしまっているんだから高いままでおこうかという判断があるのかどうかは、立法の中での検討課題であろうかと思えますけれども、これは遡って全部同じ、この時期だけ高くするわけではなくて、みんな同じにするという価値観も当然あるということで、そこは立法の中でどう検討するかという形になっているということかと思えます。

【村岡委員】 念のために申し上げますが、私が申し上げた1月1日から2月24日の分については、高く払った分を後から取り返すのはよそうと申し上げているのではなくて、そもそもとりあえずは払わないでおいてもいいんじゃないかということを上申しているつもりです。

【梶尾年金課長】 それはすみませんでした。

【内山政務官】 今、この場でこんな議論になるとは予想もしていなかったんですけども、運用3号は、そもそも条文になかったわけじゃないですか。国民年金法の被保険者の欄の種別の中に運用3号というものはありませんよね。それから、受給資格を見る合算対象期間の中にも運用3号という合算対象期間はありますよね。ですから、それで年金額を確定しているということは、そもそもこちらが最初から言っている法律違反じゃないんですかということなんです。どうして運用でできるんですか。だから、我々は強く厳しく、法律違反であるから、最初からそういう運用3号を使って裁定請求を受け付けたものは取消しにすべきだと。そうしなければおかしいじゃないですか。いかに廃止にするといっても、それで受け付けてきたものがそのまま生きているということは、とても許される問題ではないですよ。

【梶尾年金課長】 先ほども申しましたけれども、運用3号による取扱いというのが法的に許されないものではないという裁量の下で行政事務を行ってきたということでございますので。

【内山政務官】 お言葉を返しますけど、では、その条文の根拠は何ですか。許されると判断する根拠は。法律にのっとって処理をしているんでしょう。そんなことは法律に書いてないじゃないですか。Aという年金事務所が許して、Bという年金事務所が許してないから、運用がまちまちだから運用でやるというふうに決めたと、こんなことじゃおかしいじゃないですか。全てコンプライアンス、法令遵守でいけば、間違っただけを全部直す、数が多かろうが少なかろうが一旦全部直すというのは当たり前じゃないんですか。おかしいですよ。こんなことをやるんだったら、この件もっとやりますよ。全然だめですよ、委



員長。

【郷原委員長】 ほかに重要な用件があるんだろうと思うんですけども、年金局長はこの前も体調が悪くて欠席されたんですよ。この件について、我々は年金局長からその点についてのお考えは全く聞いてないんですよ。ほかに重要な案件があるのかもしれないけれども、そこはせめて、今日ぐらいは来てもらいたいですよね、最終的にどういう考えなのかということをきちんと。

【石井年金管理審議官】 年金管理審議官でございます。

本日、当初は年金局長、出席させていただく予定でありましたが、よんどころない公務で参っておりませんこととお詫びいたします。

ただ今の政務官、また、委員長の御指摘、それから3月8日の当委員会からの意見書の御指摘、私もこれは十分承知をしておるわけでございます。ただ、今日、再々申し上げておりますのは、質問主意書に対する答弁、これは政府として閣議で御了承いただいたものの中で、説明をしろという御指摘は、今この場面では横に置かせていただきますけれども、申し上げたいことは、その答弁書の中で、いわゆる運用3号の取扱いが法的に許されないものとはいえないということで決定をさせていただいているわけです。本日の御指摘は、運用3号がそもそも違法であるのに、2月24日までの間に裁定をしていたもの、これが取り消されないのはおかしいという御指摘と承っておりますが、そこは、やはり私どもの理解、御説明申し上げている点と、委員長や政務官の御指摘の出発点が違うということですので、そこは誠に申し訳ございませんが、私どもとしては閣議で御承認いただいた答弁書の見解を基に、この3月8日の3ページのところも整理をさせていただいているということでございます。

【郷原委員長】 その答弁書は、我々も十分事前に見ているんですよ。見た上で、理由が書いてないし、どうもそれに関連する説明のようなペーパーもあって、最高裁の判例がどうのこうのと書いてあったけれども、これも全く事例が違うし、納得できないから改めて違法の疑いを指摘したんですよ。それに対して何一つ答えてもらってないです。たまたまその後大震災でこの話は一応棚上げになっていたから、1か月近くの中断を経て、初めてこの場でそれについてきちんと答えていただこうと思うと、結局何も出てこないということなんですね。

【石井年金管理審議官】 今、御指摘の点に絞った御回答というのは確かにしておりませんが、この8日付のペーパーの最初にもございますように、8日付ペーパー全体が手順

を踏んで、手順というのは書いておりますが、監視委員会からの御意見、それから、厚生労働省の回復委員会の助言、また、総務大臣と厚生労働大臣の協議という手順を踏んだ上で、厚生労働大臣が判断をし、まとめさせていただいたものの全体像でありますから、そういうものを今日は御説明させていただいているということでございます。

【内山政務官】 委員長も先ほど申し上げましたとおり、許されるという法的根拠を是非文書で示していただきたいなど、こんなふうをお願いを申し上げたいと思います。

【郷原委員長】 別に違法か合法かという形式論だけにこだわっているわけじゃないんですよ。これは、今後の対応にも大きく影響すると思っているから、ここをお聞きしているんです。というのは、先ほどから言われている55日間をどう扱うかということ、これは違法か合法かということによって扱いは全然違うと思います。

それともう一つは、3月8日以前に我々からいろいろなことを指摘していたと思うんですが、その中に、そもそも運用3号という取扱いをするに関して、そのやり方も適切じゃなかったんじゃないかという指摘をしたと思うんです。12月15日に実施ということになっているんだけど、その前から、もう12月ぐらいから事実上、裁定を留保しているところもあれば、そうでなくて、もうやっちゃっているところもあって、運用3号の適用を受けた人と受けてない人の間で不公平が生じているんじゃないかという疑いも指摘していました。

そういったことをきちんと情報として伝えないと、今後この件について1月1日まで遡るかどうとか、既に裁定を受けている人の取扱いをどうするかということについての立法も適切に行えないと思うんです。だから、その基本になる違法か合法かというところもしっかり議論を詰めないといけないし、この運用3号が、我々に言わせれば違法な措置が、どういう経緯で、どういうふうにして決定されて、どういうふうにして運用されたのか、実務で行われたのかという経過もしっかり明らかにしてもらわないといけないと思っています。その前提としてお聞きしているんです。その点はきちんと調査はされたんですか。この運用3号が12月にどのように現場に周知されて、どのように取り扱われて、実施されたのか。機構のほうにも関係することですけれども、この辺りはきちんと調べられましたか。

【石井年金管理審議官】 12月15日の通知の前に何をしていたかというのは、これまでも申し上げたかもしれませんが、11月に年金機構本部のほうで担当職員の研修をしたということはございますが、そういうことは年金機構と情報を共有しております。

【郷原委員長】 どの時点から裁定を留保して、12月15日の運用3号の適用をしたのかという始期の問題ですね。これはどうですか。

【石井年金管理審議官】 裁定を留保したという留保の指示は2月24日でございます。

【郷原委員長】 留保じゃなくて、事実上、12月に入ってからは、運用3号が近く実施されるから、もう裁定をずらしていたという話があるんですよ。本当にそうであったのかどうか。どういう場合が運用3号の適用対象になって、どういう場合がならないのかという明確な基準があったのかなかったのか。

【石塚理事】 確か、前回の委員会でも、相談窓口で何か相談があったときに、窓口によっては、こういう措置があるんだから、しばらくお持ちになったほうがいいんじゃないですかという対応をしているところもあったというようなお話があったと思うんですけども、そういう話をこの委員会で承りましたが、個別の窓口対応を全て遡って洗い直すというのはなかなか難しい作業ですので、そういう窓口の個々の対応までは機構としても事実関係は精査ができておりません。

【郷原委員長】 ということは、その点は現場の裁量に委ねられていた部分もあり、ある程度恣意的な扱いが行われていた可能性も否定できないということですね。

【石塚理事】 きちんとした事実関係は、その部分は把握しておりません。

【内山政務官】 であるとすれば、やはり遡って、当然、運用3号を使って裁定した人たちは、できる限り、可能な限り、そこを外して裁定して、受給資格があるのかないか、年金額も当然再計算するべきだと思いますけれどもね。

【古都総務課長】 そういういろいろな御指摘、御意見も踏まえて、この点については、今後、立法化を検討する中で、当然調整をすることを検討するんだというふうに書いているわけでありますので、そこについては、今後はきちんと議論をしていきたいと思えます。

【内山政務官】 それでは、実務的なことでお尋ねをしたいと思うんですけども、資料2-1の2の(ア)の部分、「受給資格期間の特例創設(『カラ期間』の導入)」とありますけれども、このカラ期間を導入するためには、御本人からの申請が必要なのかどうか、それをお尋ねしたいです。

【梶尾年金課長】 これにつきましては、立法の中でどういう形にするかというのを決めていく形になるかと思えますけれども、現時点で申請型にするのか、職権型にするのかというところまでは、今、結論はまだございません。

【内山政務官】 運用3号というのは、国民年金の種別には女性も男性もありませんから、1号、2号、3号ということの取扱いですが、本来3号であったものが、夫の2号の扶養にならなかったということで1号に種別を変えなかった方が、一応、いわゆる運用3号というわけですね。でも、男性で未納期間というのもあって、私もこのカラ期間にしてくれというような申出。不公平じゃないかと、3号の方で正しく1号と届出をしていない人だけ救われて、本来の1号の未納期間があった男性の方からすると、同じように救ってもらえないのかと、こんな意見が出てきたときには、どういうふうにお答えしますか。

【古都総務課長】 そういう意味では、1号被保険者の未納の方については、年金確保支援法の中で2年を10年という形で遡ることはやろうとしてお願いしているわけでございます。

それとは別に、これはあくまでも3号被保険者としての記録の不整合ということに着目して、ここについては検討していくということだろうと思います。ある意味そこは性格が異なる部分もあるのではないかとはいえます。ここにも書いておりますように、ただ今、政務官が御指摘になった年金確保支援法の考え方と、第3号被保険者の不整合記録問題の扱いについては、今特別部会で御議論をいただいているわけでありますから、その制度設計をどう整理していくのかという意味で、そういう御意見も踏まえながら整理をしていく必要があると思っています。

いずれにしても、具体的な議論については、今後、特別部会の中でしっかり御議論していただきたいと思っていますし、今の御指摘のようなことについても、我々の念頭に置きたいと思っています。

【内山政務官】 年金確保支援法は直近の10年ですね。でも、これは運用3号を直してカラ期間とするというのは、直近の10年というふうに限るわけではありませんよね。ですから、最大20年でも25年でもあるかもしれない。それに、本来1号の未納の方を救うのであれば、私も救ってくれと、3号から1号の正しい届出をしなかった人以外の方も要望が出てくると私は当然思うんですけども、そこをどのように考えますか。

【梶尾年金課長】 この問題は、ずっと3号だと記録されていたけど実は1号だったという方の問題をどうするかということで検討を進めているわけですが、それとの関係で、この問題は、先ほどもありましたように、常に公平、不公平の問題があるわけです。そういう方々に対して何らかの対策を講じることとの関係で、1号だと自分でも明らかに分かっている、納付書も来ているけれども何らかの事情で納めてこられなかった方も同じにす

るといふ、御要望はあるかもしれません。それを公平な関係で同じようにするかどうかというの、多分大きな論点になってくるとは思っております。

【内山政務官】 やはりこうやって遡ってカラ期間とするのであれば、当然1号で納められなかった方たちの何らかの救済する道を作るべきだと思うんです。私は、これはカラ期間にしろと言っているわけではなくて、やはり年金確保支援法では10年に限って遡るよりも、さらに以前の若かったときのほうが保険料を納めてない期間が多いはずなので、年金確保支援法でも結構ですから、過去10年を過去25年まで遡れるとすべきではないのでしょうか。そうすれば、1号の未納の人も、3号で1号として届出ミスをしていた人も同じように救われる。ただ、1号の未納の人はカラ期間にはならないけれども、保険料を納付するチャンスというのも再度与えるべきじゃないかなと思いますけれども。

【梶尾年金課長】 政務官からは、以前からもその御指摘はいただいているところでございます。年金確保支援法は既にもう参議院で継続審議をしている状態ですので、その取扱いについては参議院のほうで御議論いただく形になるかと思っております。

その上で、この3号不整合記録の方に対する対策を講じる際に、これをやるからほかの1号の未納の人たちも何らかの対策をとらないと公平じゃないんじゃないかという議論、そういう御意見になっています。それは一つの論点として御議論いただいて、それをやるべきかどうかという話になってくるかと思っております。

【吉山委員】 まだ先の細かいことは決まってないと思うのですが、このカラ期間についてちょっとお尋ねなんです、このカラ期間の性質は、昭和61年3月までの、大体今で言うサラリーマンの妻の任意加入の期間のカラ期間のような考え方をするのか、若しくは今の学生の納付特例とか若年者の納付の猶予のような考え方で考えていらっしゃるか、ちょっと教えていただきたいんですが。

【梶尾年金課長】 普通にカラ期間というと、61年3月以前の任意加入しなかった方のように、資格期間には入れるけれども、年金額には反映しないし、障害年金の3分の2の中にも入らないということです。追納もできませんということです。一方、学生納付特例のほうは、やはり年金額には反映しないけれども、追納ができるし、障害年金のときには免除期間と同様の取扱いに入るということです。

今回ののは、追納できるカラ期間ということですので、少なくとも61年3月以前の任意加入しなかった妻と同じカラ期間ではないのは明らかなんですけれども、障害年金との関係をどう考えるかということで、これは議論の中でも障害年金のことも考えなきゃいけない

んじゃないだろうかという議論は出ております。今後、まだ決めているわけじゃないですけど、そのような新しい位置づけを考えていくということなんだろうなと思っております。

【郷原委員長】 例の55日間に既に裁定を受けている人は、今後も立法措置が行われるまで、法律が通るまでは、このまま年金が毎月払われ続けることになるわけですね。その方々には、これは立法措置がとられた段階で返してもらことになるかもしれませんがよということの連絡はしてあるんですか。その可能性は告知してあるんですか。

【石塚理事】 3月随時にお支払いする方については、そういう趣旨のお手紙は差し上げております。

【郷原委員長】 そういう趣旨というのは、具体的にどういう趣旨ですか。

【石塚理事】 抜本的な改善策が決まった場合には、今お支払いしている年金額について調整させていただくこともあり得ますという趣旨のお手紙は差し上げています。

【岸村委員】 質問になるんですが、この3月8日通知の少し気になりますのは、59歳と60歳と分けて記載があるんですが、60歳になっていて、もう被保険者資格の終わっている人がいると思うんです。実際、裁定請求を待っている期間の人はどちらに入るのかなというのと、過去をどうするのかというのもあるんですけども、例えば、これは一つのアイデアとして、受給開始年齢を遅らせるとか、そういうことによって、過去を一気に（まとめて）納めてもらうのに加えて、将来に向かってもう少し伸ばすとか、何かそういうことがあると、何となく1号未納の人とのバランス、そういうのも救われるのかなと思うんですけども、そういったことはここには骨だけですから書かれていないんだと思うんですが、イメージ的にはあるんでしょうか。

【古都総務課長】 今のようなお話も含めて、特別部会において、これからいろいろな議論をしていただきたいと思っております。

【内山政務官】 今お話しがありました2ページの60歳以上となっている方の場合、「主な論点」というところで、「過去に支払われた年金について、返還を求めるか」、「将来の年金額を減額するかどうか」ということですが、まず、そのミスは何だったのか。原因の分析、要因というのを明確にするべきだろうと思うんです。どこにミスがあったのか。これは、やはり早急に取りまとめていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【古都総務課長】 これまでもなぜ起こってきたのかということで、窓口の裁定のときの取扱いの問題でありますとか、あるいは時期によりまして勧奨はやっていただけですけども、職権訂正はやっていなかったということもあるでしょうし、職権訂正をやってい

なかった時期と始めた時期とでやはり違いもあると思いますし、あるいは御本人が気付かないままにいるというのもないわけではないだろうなというふうには思っております。多分いろいろな要素があるんだろうと。

今我々が考えている、今幾つか申し上げたようなことも考えられるし、そのほかにもあるかどうかというのは、我々も中で議論をしながら、あるいは機構ともいろいろ議論しながら、そういうものについてはある程度原因が何であったのか、どこら辺に課題があったのか。それによって、今後どういう取扱いをしていくのかということもこの中でも議論していきたいなと思っております。

【内山政務官】 今聞いたのはなぜかといったら、返済を求められないのであれば、逆に言うとミスをした方から弁済をしてもらうという方法もあるんじゃないのかなと、そんなことを考える必要もあるんじゃないかなということも提案をしたところであります。

【古都総務課長】 それについて、実際、どの方がどういう窓口で誰とやったかとかはなかなか特定しにくいこともあるし、御本人も、これも全員に聞くわけにいかんなんですけれども、じゃ、知っていたのか知らなかったのかとか、様々な要因があるので、なかなか難しい面が多いかと思っております。

そういう意味では、どうやってこういった問題を組織的になくしていくのかとか、そういうことをきっちりやっていきたいと思っております。

【内山政務官】 個人が特定できなければ全体責任というのもあるんじゃないですか。

【古都総務課長】 そういう意味では、これから再発を防止するという事等で最善を尽くしたいと思っております。

【片桐委員】 この法改正というのは、大体いつごろをめどとして動いていらっしゃるんでしょうか。

【古都総務課長】 大臣からは、4月中に特別部会では集中的な御審議をいただいて、とりまとめていただければと申しておりますし、そして今国会、時期はこれからの検討になるかと思っておりますけれども、法を改正する手続をとりたいということで申し上げておりますので、今、何月とかそういうことは分かりませんが、今国会を視野に入れているということでございます。

【片桐委員】 そうしますと、今期中ということなんですか。

【古都総務課長】 今国会中には何とか法案を出す、あるいは法案の議論をしていただくようなものにしていくということでもあります。

【郷原委員長】 3月8日の段階で立法についての見通しというのはついた上でこういう方針を出されたんですか。元々立法は無理だという前提で運用3号を考えられていたのが、方針ががらっと変わったわけでしょう。ということは、立法の見通しについて状況は変わったという認識で、こういう3月8日の案を取りまとめられたということなんですか。

【古都総務課長】 見通しが変わったかということよりも、もちろん若干運用で扱ったことについては、まだいろいろ御議論しておるところなんですけれども、少なくとも法改正でやるという方針はきちっと決めたということでありまして。それは国会の審議を伺っておりまして、各党のいろいろな御質問の中で、法改正については、例えば法でやるべきではないかという御意見もいただきました。という意味では、この問題を国会で御議論いただいた中で、法改正での対応というものはできていると思っておりますので、どういう内容にするかということがこれから重要であり、政府・与党内でしっかり議論した上で、各党にも御議論するという事になっているんだと思っております。

【郷原委員長】 よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。続いて、日本年金機構設立以降3回目の年度計画になります平成23年度計画についてヒアリングを行いますけれども、今日は時間が限られていますので、年度計画の重点事項、また当委員会のこれまでの審議結果が反映されている事項、平成22年度計画との変更点などにポイントを絞って御説明をお願いします。

【片岡経営企画部長】 では、資料3に沿って、平成23年度計画のポイントで御説明いたします。この年度計画は、3月31日に厚生労働大臣の認可をいただいているものでございます。

23年度計画のポイントですが、まずは、作成途中で、東北地方太平洋沖大地震、今は東日本大震災と名前を変えておりますが、被災の状況を踏まえて、被災地域における確実な業務の遂行及び被災された被保険者や受給者への適切な対応にまずは最優先で取り組むということを明記しております。

本文でございますが、まず、Iの年金記録問題への対応です。年金記録問題につきましては、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ、それから厚生年金基金の記録との突合せに今年度に重点的な体制で取り組むこととしております。

紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳等との突合せでございますが、優先順位をつけた上で効率的に実施する。平成25年度までの全件照合を念頭に、年齢の高い



受給者から順次突合せを行うとしております。

それから、ねんきん定期便、ねんきんネットによる情報提供でございますが、加入者に対しましては、ねんきん定期便を活用して、また受給者に対しましては、アクセスキーを配布するお知らせを送付して普及していきたいと思っております。

さらに、ねんきんネットにつきましては、年金記録の確認がより便利になりますように、今年の秋をめどに保険料納付済額や本人が指定した条件に基づいて年金見込額の試算を表示することができるような機能追加を行う予定としております。

また、自宅でインターネットが御利用できない方に対しましては、協力の得られた市区町村、郵便局においても提供するサービスを実施していきたいと思っております。

さらに、平成23年、今年の秋をめどに国年の特殊台帳の突合せ作業において不一致となった死亡者の情報をねんきんネットからも検索可能とする予定としております。

厚生年金基金記録との突合せにつきましては、厚生年金基金等と連携を図りながら、1次審査、2次審査を進めていくこととしております。

続きまして、二つ目の柱であります2ページでございますが、「提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

まず、適用事務でございますが、国民年金の適用事務の確実な実施ということで、住基ネットにより把握いたしました20歳、34歳及び44歳に到達した未加入者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施していきたいと思っております。

また、今御議論ありました第3号被保険者の記録不整合問題に関しましては、法律による抜本的な改善策についての確実な施行準備を行うとともに、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を確実にを行うため、不整合記録を系統的に抽出し、種別変更を行うなどの取組を推進することとしております。

続きまして、②の厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進です。機構全体、それから年金事務所ごとに23年度の行動計画を策定し、機構全体として重点的加入指導などの各種取組を行いまして、中期計画期間中のできるだけ早い時期に平成18年度の実績を回復することを念頭に適切な目標を設定することとしております。

具体的に申しますと、厚生年金保険と雇用保険の適用事業所全数を突合する。それから、公共職業安定所や地方運輸局等が保有する社会保険の加入状況等の情報を活用することなどによりまして、未適用事業所の正確な実態把握に努めることとしております。

また、未適用事業所に対して、外部委託による加入勧奨を実施するとともに、加入勧奨

を実施したにもかかわらず、実質的に届出を行わなかった事業所に対しては重点的加入指導、さらには、重点的加入指導でも加入の見込みがない事業所に対しましては、従来は職権と言っていましたが、認定による加入手続を実施することとしております。

資格取得届などの届出漏れの多い事業者への重点的な指導、それから、例えば全喪届などにおける第三者の確認のない、そのような必要な書類が添付されていない届出書の実態の把握でありますとか、あるいは一定期間以上遡及して提出された届出書などの場合の変更の理由でありますとか、届出書等について、その届出内容の確認を徹底していきたいと思っております。

続きまして、3ページでございますが、今度は保険料等の収納事務でございます。まず、国民年金の納付率の向上でございます。機構全体及び年金事務所ごとに平成23年度の行動計画を策定し、以下の重点目標としております。平成21年度の最終納付率につきましては、現年度の納付率から4から5ポイント程度の伸び幅を確保すること。また、平成23年度末における22年度分保険料の納付率につきましては、22年度末から2から3ポイント程度の伸び幅を確保するということ。

それから、平成23年度の現年度納付率につきましては、前年ではなく、平成21年度と同程度以上の水準を確保することとしております。

また、口座振替実施率は前年度と同等以上の水準を確保する。それから、コンビニエンスストアやインターネットバンキングなどの納付件数の合計は前年度と同等以上の水準を確保することを目標として、行動計画を策定したいと思っております。

市場化テスト受託事業者と本部、ブロック本部及び年金事務所が連携を強化して納付督促業務、それから免除等勧奨業務それぞれについて要求水準の達成に向けた取組を実施していきたいと思っております。

なお、業者の取組が不十分な場合には、訪問督促件数の増などの必要な要請・指導を行うこととしております。

また、今の契約が来年の9月末日までですので、次回の契約更改に向けて実施要項の見直し作業を行うこととしております。

厚年、健保等の徴収対策の推進でございますが、これも機構全体及び年金事務所ごとに23年度の行動計画を策定し、口座振替による保険料納付の推進や、滞納事業者に対する納付指導、滞納処分を取組を推進することとしております。

続きまして、4ページでございますが、給付事務でございます。まずはサービススタン

ダードの達成状況を把握して、達成率が少なくとも前年度の実績を上回るように、また、中期計画の最終年度の目標であります90%にできるだけ近づけるような取組を推進することとしています。特に障害厚生年金につきましては、達成率の大幅な改善を図っていくこととしております。

また、新しい取組みとして、受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するために、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを新たに実施することとしております。

相談・情報提供についてでございますが、窓口の混雑状況でありますとか、混雑予測をホームページで提供するとともに、相談の待ち時間につきまして、各種対策により通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないような待ち時間の短縮に努めたいと思っております。

また、特に都市部等でまだ待ち時間が著しく長いところもございますが、待ち時間が著しく長い事務所につきましては、重点的な対策を講じていきたいと思っております。

また、効率的な年金相談業務を行うためには、平成22年度に試行実施しました年金相談事跡管理システムについて必要な改善を講じた上で、23年度早期に全国の年金事務所で展開できるようにしたいと思っております。

5のお客様の声を反映する取組でございますが、お客様向け文書モニター会議において、お客様向け文書をより分かりやすいものとするような観点から御意見を伺い、文書の改善に努めていきます。

それから、各年金事務所等からの業務改善等の取組を機構内で表彰するサービス・業務改善コンテストも引き続き実施していきたいと思っております。

また、お客様満足度アンケートやお客様へのお約束10か条の取組状況を客観的に評価するための覆面調査を実施し、その結果も公表していきたいと思っております。

続きまして、三つ目の柱であります5ページでございますが、業務運営の効率化に関する事項でございます。

業務の合理化・効率化を図るとともに、業務の標準化を進めることとしておりまして、標準化に当たりましては、マニュアルの精緻化、組織的な点検強化等によって事務処理誤りの未然・再発防止を図ることに留意していきたいと思っております。

それから、運営経費の抑制でございますが、一般管理費及び業務経費について、今年度は22年度の執行状況を分析して、コストの可視化を行ってコスト意識の徹底を図っていき

たいと思っております。

それから、外部委託の推進でございますが、納付督促等の外部委託についても引き続き推進していくこととしております。

オンラインシステムの見直しにつきましては、年金記録問題検証委員会の指摘等を踏まえまして、詳細設計の前に業務プロセスの見直しなどを反映した基本設計の修正を行うなどの取組を引き続き進めていくこととしております。

その他、業務運営の効率化でございますが、昨年度の紙コン等の情報漏えい等の事件がございましたので、そのときに策定いたしました調達における事業者との接触及び情報収集、情報提供に係る適正な取扱いの徹底に努めていきたいと思っております。

それから、調達における競争性、透明性の確保を図るために、価格を重視した競争入札を付すことを徹底するとともに、一部少額なものを除きまして、競争入札に占める件数の割合を80%以上の水準を競争入札にすることを目指して調達業務に取り組んでいきたいと思っております。

最後に6ページでございますが、業務運営における公平性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項でございますが、まず、ここにはいろいろ力を入れていきたいと思っております。内部統制の構築でございます。まずは、組織内の情報伝達や進捗管理が適切に行われるように、コミュニケーションの活性化を通じた風通しのよい組織づくりを進めるなどの組織風土改革、これまでも取り組んでございますが、一層取り組んでいきたいと思っております。

また、昨年度の反省に鑑みまして、コンプライアンス意識の調査や研修等を通じて意識改革を進める。情報漏えい事案の再発防止のためのアクションプランの取組を着実に実行していきたいと思っております。

また、事務処理誤りの発生を可能な限り抑制するために、総合再発防止策を昨年度策定いたしましたので、それに基づきまして関連するシステム開発などの取組を進めて業務の標準化を進めていきたいと思っております。

また、内部監査につきましても、機構全体の内部統制の適切性及び有効性を確認する内部監査を適切に実施していくこととしております。

情報公開の推進につきましては、機構の業務運営などにつきまして年次の報告書（アニュアルレポート）を9月をめどに公表することとしております。

また、記録問題の業務の進捗状況とか、年金額回復の状況につきましては定期的に情報

提供を行う。

それから、事件・事故・事務処理誤りにつきましても、迅速に概要等の情報を月次で公表していきたいと思っております。

人事及び人材の育成でございますが、新たな組織風土の形成と組織の活性化を図るために優秀な人材を採用するとともに、正規職員の配置ルールなど能力・実績本位の人事を行うこととしております。

また、今年度につきましては、スキルのある優秀な職員の安定的な確保を図るため、有期雇用職員からの正規職員への登用を今年度初めて行うこととしております。

さらに、より実践的な人材を育成するため、研修は新たに構築しました研修体系に基づいて体系的に実施することとしており、また、内部資格制度も構築していきたいと思っております。

最後になりますが、個人情報の保護でございます。プライバシーマークの基準を踏まえつつ、個人情報保護管理推進3か年計画を昨年度策定いたしまして、それに基づいて個人情報保護管理・セキュリティー対策を順次実施していきたいと思っております。

以上でございます。

**【郷原委員長】** 最初に言ったように、当委員会のこれまでの審議結果を反映している部分とか、そういったところを重点的にお話しいただきたかったんですけども、その辺はどうなんですか。

**【片岡経営企画部長】** これまでの審議実績でいきますと、最後の6ページにございますが、まずはコンプライアンス意識調査とか研修等を通じて、コンプライアンスの徹底、情報漏えい事案の再発防止策のアクションプランを定めましたのを着実に実施すること。

**【郷原委員長】** いや、そういう優等生の答案みたいな話じゃなくて、ここでいろいろなこと言ってきたじゃないですか。例えば、地方公共団体との連携がうまくいっていないんじゃないか。昔の社会保険庁の時代と比べると、現場で全然権限が与えられてなくてよく分かってない。だから、全然まともな回答が来ないから、重要な事項について、結局きちんとした対応ができないというような問題だとか、外注、外注ってやられているんだけど、結局全部マニュアル化することによって重要な点についてきちんとした対応ができないとか、いろいろ根本的に考え直してもらうことがあるんじゃないかと理事長にも副理事長にも申し上げたつもりなんですけれども、そういう観点からの検討は行われたんですか。

**【薄井副理事長】** 本文のほうに入ってしまいますけれども、市町村との関係というの

は、これは私ども仕事を進めていく上で非常に重要でございます。主として、これは国民年金の関係ということになってまいりますけれども、例えば11ページのところで、⑤と書かせていただいておりますけれども、これは確かに市区町村との連携が十分でなかったというのは御指摘のところは正直言ってございますけれども、私どもも市町村に対して例えば情報提供をする。これは2か月に1回ですけれども、ここには書いてございませんが、「かけはし」という、私どもとして市町村にお伝えしたいことを広報する雑誌をつくっております。一方で市町村の方々とのコミュニケーションは非常に大事でございます。主として、都市部というのは市が今はかなり多くなりましたから、この間も国民年金の都市協議会という組織がございますけれども、そちらのほうと私も直接お話をいたしました。いろいろな声を承りながら進めていくということで、これは本部レベル、それから事務所レベル、それぞれあると思っておりますけれども、そこをやっていかなければいけないと思っております。

それから、国民年金でいうと交付金というものを支給する、払って市町村にお仕事をやっていただくわけですが、その部分は、私どもが実際の仕事をやりますけれども、お金を払うのは厚生労働省ということで、地方厚生局という組織がありますから、私どもと地方厚生局ともそこは連絡をよく密にして、必ずしも十分でないところはありますけどやっていきたいと思っております。

それから、先ほど経営企画部長からも御説明いたしましたけれども、去年、非常に大きな御議論となりましたのが、厚木の事案を受けまして、いわゆる業務処理がどうなのかということでございます。これは、先ほどの6ページのところにもございましたし、その前の5ページの効率的な業務運営体制のところにもございました。残念ながら、事務処理誤りはまだまだございますけれども、進捗管理が非常に大事だというお話がございまして、私どもとしてはそのためのバーコードを使った進捗管理を、ちょっとシステム開発がいりますので、24年度に向けてというふうに書かせていただいておりますけど、そういうふうなものを組み組んでいく。

それから、マニュアル自体は一応各分野それぞれありますけれども、より分かりやすく現場で使いやすくしていくという改善は常日ごろ考えていくということで、マニュアルの精緻化には、そういうことも含めて書かせていただいております。

それから、これも去年非常に大きな御議論となりましたのが、紙コンの入札をめぐる情報漏えいの問題でございます。これは、一つは個別の調達というところをめぐる、そう

ということが起きないように情報入手のルールというのを作らせていただいて、これは今徹底をいたしておりますが、一方で、そういうことをやることについて、いわゆるコンプライアンス、法令遵守意識というか、機構職員のいわば心の奥底からそれが浸透していかなければいけない。残念ながら、幾つか問題事例というのもその後ありましたけれども、そういう一部不心得な者がいるということも無いようにしていかなければいけませんけれども、全体としてまず底上げをしていくということは、これは地道な風通しのよい組織づくりであるとか、あるいはいわゆるコンプライアンスに関する研修であるとか、そういうことをやっていくということはこの全体の中には書かせていただいているところでございます。

【岸村委員】 この書きぶりだったら、まだ市町村からすると、本当に社会保険庁時代の関係の再構築というんですかね、そこの問題意識に関していうと、少し物足りない感はあるんですが、ただ、これは実践を通して、是非もう一度そういった問題意識のもとに市町村とアプローチ、お互いに必要なんですけれども、お願いできればというふうに思っております。よろしくお願いたします。

【高山委員長代理】 去年の1月から年金機構として仕事をしてきた1年あまりの間にどんな問題があったか。それを機構がどう整理なさっているのか、この資料からは必ずしもよく伝わってきません。

私自身の個人的な感想を幾つか申し上げます。第1に、今回の大地震や津波等いろいろあって、予算とか人員も当分そちらを最優先することになりました。そうすると、今までやっていたこと、あるいは計画していたことを一部断念したり遅らせたりせざるを得ないと思います。例の紙コンの全件突合、今も本当に4年間でやるつもりなのか、これは政治と相談になると思うんですけれども、再検討の余地が大きいと思っています。

2点目は、去年、紙コンにあれだけエネルギーを集中したために、保険料の収納をはじめとする他の業務にいろいろ支障が生じていました。今年度も、また納付率の向上を目的として掲げているんですが、人員も十分でない、プロもまだ育っていない中で、本当に達成できるのか。計画だからいいという話なのか、よく分からない。

3点目。覆面調査は私の好みではありません。公明正大にやったほうがいい。去年の覆面調査でどういう成果が上がったのか。マイナス面はなかったのか。

4点目。時計文字のⅢのところ、事務処理誤りは常にあります。問題は、機構組織内部で誤りを自らがどれだけ発見し、自前で処理しているかということです。今日ここに資料

を持ってきてないんですけれども、事務処理誤りがどういう形で見付かったかという資料があったはずです。外部からの通報とか指摘によって事務処理誤りが確認された割合が確か7割弱、内部で見付けたのは確か3割前後だったと私は記憶しています。これを組織としては、やはりもうちょっと何とかしてほしい。誤りが起こるのは仕方がないんですけれども、問題は内部でどれだけそれを見付けられるかです。

5点目。社会保険事務をこんなに外部委託しているのは日本だけだと思います。外部委託をこれだけやっていて、どういう問題が出てきているのか、問題をクリアするためにどうしたらいいか、その整理がまだ不十分だと思うんです。それは、まだ検討の時期ではないということなのかもしれませんが、検討は厚生労働省と一緒にやってほしい。外部委託をこんなにやっていることで本当に問題は起きていないのか。

6点目。人事面でいうと、確かに人員は確保しましたがけれども、問題は、非常勤の人たちの出入りが極めて激しいことです。人は確保したけれども、なかなか定着しない。次々に交代し、有能な人材になっていかない。あるいは一部、依然として定員割れのところもあります。どうしてこんなに非常勤の人たちの出入りが激しいのか。定着させる方法として何が重要なのか、処遇の問題など総合的に検討しなくてはいけない問題があるはずです。

7点目。年金機構を発足させるに当たって、従来の社会保険庁時代とはルールを変えたことが幾つかある。日本年金機構には、ほとんど権限を与えていません。全て厚労省が年金局に判断を求め、指示を仰ぐという格好になっている。従来だったら社会保険庁あるいは社会保険事務所内部に多少の権限があって、決裁等もいろいろできた。それを全部、厚労省が引き取ってしまった。そのために、もろもろの事務の進捗に遅れが出ている。裁定にしても相談にしても、全て厚労省に判断を仰いでいる。指示が厚労省から来ない限り仕事が進まないという状況になっている。これは社会保険庁時代と明らかに違っている。そういう大問題を厚労省と共有しながら議論していく必要があると私自身は思っています。

以上です。

**【薄井副理事長】** 今御指摘いただいたこと全部にお答えできるかどうか分かりませんが、機構が発足して1年3か月たちました。去年もこちらで御議論いただいたいろいろな課題があります。それから、今、高山委員の御指摘のような課題もございます。

ただ、私どもは、現在は厚労省の大きな方針の中で、あと、政府全体として機構を作る際に基本計画というのを、これは平成20年の夏に決めていますので、基本的にはその枠の中で、これは当面の業務に関する基本計画ということで、今はそれで動いております。



ただ、そのときになかった話としては年金記録の問題がありますから、そのための体制というのは、特別の体制を予算も要求してとってやってきているということでございます。

その中で、やはり外部委託というのは、実はかなり大きなウエートを占めるところでございます。ただ、外部委託といってもいろいろありまして、例えば単純な入力の仕事を外部の請負業者にやってもらうような仕事から、市場化テストという一つの仕掛けを使っていますけれども、国民年金の納付の督促の関係の仕事をやっているというふうに少し入ってきている仕事、あるいは年金相談のような仕事、幾つかカテゴリーがありますから、そういうカテゴリーの中で、例えば年金相談やコールセンター、あるいは社会保険労務士会にお願いしている街角年金相談センターもありますけれど、それぞれスキルアップをしながら、私どもの職員とタイアップしていい相談が提供できるようにしていくというのは一つあると思います。

それから、市場化テストも、今まではどちらかという言葉は悪いですけど、安いところや低コストでできるところということでありましたけれども、要は成果を上げないと仕方がないので、これは内閣府にある官民の共同の委員会のほうともいろいろ調整をしながら、既存の業者に対してどういうふうにアプローチをするかということも去年来整理をしてきているところでございます。

いずれにしても、おっしゃられたような課題ですね、特に人員で言うと、今、正規職員が1万1,000人という基本計画。一方で、年金記録問題もあって、有期雇用の職員、これは准職員で正規並みの処遇の者もおりますけど、合わせると今2万6,000人を数えていますから、正直言って、回転がかなりあるということもあります。中には終了する業務もありますから、できるだけスキルアップをしていくということは、これはなかなか研修センターに全員集めて研修というわけにはいきませんが、研修材料を提供しながらやっていくということで、おっしゃられたこと、私どもの中でもいろいろ問題意識を持ちながらやっていきたいと思っています。

それから、厚労省との関係というのがございましたけれども、これについては、私どもと年金局の幹部の間で、理事長と年金局長以下で定期的にお互いに課題を意見交換するというのをやっています。

例えば、いろいろな事例でいくと、国と機構に分かれたことで事務がちよっと輻輳したところというのは正直言ってあります。例えば、年金の保険料をお預かりしたときに領収済通知書というのが出るんですけど、それが今までは事務所で受け取れたというのが、今

度は事務所で受け取れなくなったので、それが全部機構本部に、一部電磁的に来るものもあるんですけど、そうでなくて紙で来るものがかかり殺到するというのは去年の1月、2月、3月にあったんですけども、そこら辺は円滑に事務が流れるように年金局と相談して、今はスムーズに流れるようになったとか、そういう課題がございます。

まだまだ解決すべき課題というのはありますし、私どもも疑義照会ということで年金局に答えを出してほしいといったのもありますけど、そういうのもできるだけ早く答えを出してもらいながら、現場が困らないようにしていきたいと考えております。

【紀陸理事長】 薄井から先生に対するお答えを述べさせていただきましたけれども、1年経ちまして、確かに機構として一種総括をしなければいけない段階なんですけれども、私ども毎年、昨年からアニュアルレポート、年次報告を外にきちんとお出ししなければいけない。当然ながら23年度についてもやらなければいけないんですけども、それこそ連休明けにも作業に入りまして、実際のいろいろな水準のデータが集まってこない、外向けに発表できないデータもございますものですから、そういう中できちっとデータ面からも、どういう改革に取り組んできたのか、その報告をきちっとレポートの形で、秋ごろにはちょっと遅くなりますけれどもお出ししたいと思っています。

今、薄井がいろいろ申し上げた中で、特に機構が1年半経ちましたけれども、組織は変わったんだけど、人はほとんど前の形のまま平行移動と言ったらいけませんけれども、そういう形が入ってみえて、そこに民間の方が1割程度おられる。その方々をどうやって本当の意味でうまく融合して、かつ、機構のいろいろな中の連絡の動線をつなげるか。実際にそれに1年ぐらいかかってしまったというのが本当だというふうに私は思っております。

今年、特に機構の中でマネジメントですね、先ほどお話がございましたように非常に事務処理誤りが多い。できるだけシステム化して、人の手が加わらないできちんと入口から出口までシステムが全部一貫していれば、ほとんど間違いというのは起こらないでしょうけれども、実はなかなかそういうふうになくて、やっぱり人の手に依存しなければいけない。そういうところで結構ミスが起こるわけです。

それを補うのにどうしたらいいか。今、私どもは、業務改善ですとか、システム改善ですとか、記録問題もそうなんですけれども、全体の工程表をつくりまして、できるだけそれぞれの分野で誤りがないように、かつ正確、迅速にということを考えながら工程表を回しているところでありますが、根っこにあるのは、やはり人の育成だと思っております、今申し上げたマネジメントのレベルアップとか、あるいはもっと全体の人材育成の研修、

ここの部分は従来と比べると格段に今年から増やして、しかもこれを継続していきたいと思っています。意識が変わらないとマニュアルだけではどうしても見切れないというものがたくさんございますから、その意識の改革をきちんと研修でレベルアップがフォローできるような、今年は既に始めておりますけれども、そういうものを含めた成果の内容をアニュアルレポートできちんと報告させていただきたいと思っております。

【郷原委員長】 この機会にお聞きしておきたいんですが、記録問題について、今どのぐらいのコストが掛けられているんですか。人を雇ったり、作業をするシステムの維持とか、そういったことを含めて、おおよそでいいんですが、大体どのぐらいになるんでしょうか。

【片桐委員】 これなんじゃないんですか。資料の22ページですね。大体3割ぐらいですね。23年度予算全体で3,400億円ございますよね。このうちの1,286億円ぐらいが保険業務に直結するようなコストだと思うんです。あと、記録問題が1,060億円、多分これのほとんどは外注費だと思うんです。あと、人件費と管理費で1,068億円ぐらいなので、大体3分の1ずつで本来の保険業務と記録問題と人件費、管理費で按分されているような何かそんな感じがいたします。

【郷原委員長】 大体そんなところですか。

【伊原記録問題対策部長】 今お話いただいた数字のとおりです。私のほうから、記録問題について、簡単にこの1年間どうだったかという話をさせていただいて、あと、これからどうするかということについてお話ししたいと思います。去年1月に発足した当時、年金機構における記録問題の最大の案件は、ねんきん特別便とか定期便に関するお問い合わせが山のように積もっていて、これをどうお客様に返すかという問題でした。おかげさまで去年1年間、工程表で進行管理をしまして、滞留はほぼなくなりまして、今処理していますのは昨年頂いたお問い合わせについての返事ですので、相当その業務量は減ってまいりました。

そういう意味で、記録問題の第1幕であったお客様からいただいた問い合わせに対する御回答というのは、正直言って去年1年間で大体めどがたったなというふうに思っております。

今は記録問題の第2幕でして、それがいわゆる紙コン事業です。去年1年間やりまして、年度末の結果は出ておりませんが、おかげ様で最初はいろいろ悩みましたけれども、件数ベースで見ればほぼ順調に進んできております。中身を見ますと、簡単な一致のほう

は処理がどんどん早く終わって、不一致があっってお客様に通知を出すほうが遅れているところがありますけど、全体から見れば、今のところほうまく進んでいます。

第3幕は何かというと、先ほど出ました紙コン事業を今後どうしていくのかという辺りが大きな課題だろうと思っております。今回の震災もございましたし、優先順位をどう付けていくかという話もまたあるのではないかと。そうした意味では、来月、国民年金のサンプル調査の結果がまとまります。前回お話しした厚生年金のサンプル調査と国民年金のサンプル調査とが全部まとまりますので、この段階で厚生労働省にも具体的な数値もお示しして、今後どういう事業運営をするのか、その辺りについて御判断いただくということが一つあるのではないかと思います。

そして、そこまでやった上でねんきんネットなどにより、未統合記録を開示し、御本人に確認していただく作業が残っております。ここの目途がつけば記録問題についてもある程度の道筋はいけるんじゃないかと。今は第1幕が何とかなってきたところだと理解しております。

【片桐委員】 第2幕のところの結果で教えていただきたい情報があるんですけども、正しいデータというのが判明して訂正できた件数と、正しいデータが不明で年金給付額の多いほうに合わせた件数を教えていただきたいので、用意していただけないでしょうか。

結局、分からないものに関しては、年金給付額が大きいほうに合わせるというお話があったと思うので、その取り扱いをした件数というのが大体どのくらいあるんだろうと思ひまして。

【伊原記録問題対策部長】 オンライン記録と紙台帳があっって、オンラインのほうが多ければそのままにしてしまうという取扱いですね。

【片桐委員】 はい、そうです。

【伊原記録問題対策部長】 ええ、分かりました。件数を出せるかどうか見てみます。

【郷原委員長】 全体として、何年か前に宙に浮いた年金記録の問題とかと言われた問題の解決のレベルというのか、今どういう段階にあるんですか。そういう年金記録問題について、紙コンの突合せというやり方をやるかやらないかについては議論があるところで、また別の問題だと思うんですけども、そういう大きな問題になった年金記録問題について、今どのぐらいのコストをかけて、どういったところまで来ているんですか。

【伊原記録問題対策部長】 コストの話は、累計は今手元にありませんけれども、5,000万件で申し上げますと、平成18年段階で、5,000万件ありましたが、そのうち1,500万件に

ついて統合が終わっております。

それから、ざっくり申し上げまして、1,600万件ぐらいは既に死亡しているとか、あるいは脱退一時金をもらっているとかという形で、これ以上やっても難しいとされています。

あと、残り1,000万件、今1,000万件を切っています、900数十万件ですが、これは当てがなくて、実際これは誰のものか全く分からないというものがございます。

それから、あともう1,000万件ほど国民の皆さんから御回答いただいて、調査中のもの、こういう位置付けだと思います。

**【郷原委員長】** その1,000万件のまだ突合せができてない分について、今まだいろいろな回復作業とか措置がとられているわけですね。

**【伊原記録問題対策部長】** はい。その未統合記録の1,000万件についても、いわゆる紙コン事業の中で今サンプル調査をやっておりまして、これも来月5月には発表できると思いますが、紙コンでやることでまた分かるものですから、どのくらいの方が何件ぐらい回復するかというのはそこで見えてくると思います。

ただ、正直申し上げて、それで回復される方も相当いらっしゃると思いますが、マジョリティーはなかなか解決しないという可能性があります。そうした方々には、我々として考えていますのは、ねんきんネットで開示して、自分でいつでも検索できるようにするという形で答えを出していくことではないかと今は思っております。

**【郷原委員長】** 最終的にどうしても突合せができなかったものが残った場合のその部分というのは、年金財政全体のバランスからいうとどういう位置づけになるんですか。その部分というのは、全体としては払うはずだったものが払わなくて済むという話になっちゃうんですかね。それとも、将来の見通しの中では、それはまだ支払うべき年金給付額には含まれていないのでしょうか。

**【伊原記録問題対策部長】** 年金局に答えてもらう話かもしれませんが、私の漠然とした理解では、今の年金財政自体は、そうした今まで払われた保険料を積み上げて債務として計上していると理解しておりますので、仮に記録が発見されても、それで年金財政に大きく影響するとはなっていないと思います。

先刻の御質問に対して言えば、5,000万件でもし仮に見付からない記録があるとすれば、それは将来またいつでも御本人から申告があればお支払するお金ですけれども、見つからないままでは給付としては支払われないままになるんじゃないでしょうか。

**【郷原委員長】** ということは、その部分は余剰が発生するということですか。

【伊原記録問題対策部長】 余剰というかあれですが。

【郷原委員長】 最終的に払わなくていいお金がそこでできるということですね。

【伊原記録問題対策部長】 ええ。ただ、ざっくりとした感覚で申し上げますと、どちらかといえば分かってない記録、1,000万件の記録の中の期間の短いものが結構あります。期間の長いものは見つかっていきますので、残っているのは1年未満のような記録とか、そういうものが多いのではないかというふうに感触としては思っています。

【郷原委員長】 もし国民全体の合意で、ここまでやったんだから記録の回復はいいじゃないかと。それよりも、今重要な震災の復興のほうに充てようということを考えてときに、もうこの記録問題に掛けるコストは、これからは大幅に削って、その部分を震災の復興に充てるのが可能なのかなということも思ったものですから、それは可能性としてはどうなのでしょう。今掛けているコストを掛けなくする。

【伊原記録問題対策部長】 今掛けているコストという意味でいくと、大きいのは紙台帳等とコンピュータの突合せとか、厚生年金記録の突合せの作業だと思います。ただ、そういう意味では、これは政治の御判断だと思いますけれども、他方、少し踏み込んでお話しさせていただければ、去年、厚生年金のサンプル調査をしましたが、やはり相当数回復される方が受給者の中にはいらっしゃいます。そうした意味で、なかなか急にやめてしまえるようなものではないんじゃないかと。ただ、むしろ先ほども申し上げたように、来月、国民年金の記録を含めてトータルな事業全体のサンプルから大体推計できると思いますが、どのくらいお金をかけるとどういうことになるかというのが分かってくるのではないかと期待しております。そうした意味でどういう評価をなされるかは、これは厚生労働省なり政務三役の御判断ではないかと思っております。我々としては言われたことをするという立場でございます。

【郷原委員長】 そういう回復されたというのが実は正しいとは限らないということで、本当にそれだけのコストを掛ける意味はないという意見もあるんですね。改めて今の状況でどうするかということは、これは年金局のほうで考えられる問題かもしれませんが、もう一回よく考えていただきたいという気がします。

【内山政務官】 昨年大変問題となった所在不明高齢者についての対策はどこでとるんですか。資料の12ページの「現況確認の徹底」というところで確認をするのでしょうか。生きていれば慶長の生まれだとかと、そういう方がたくさんいらっしゃったと思うんです。

【石塚理事】 事業計画上、その中で読み込んでいるということです。具体的に今後、

訪問調査等を含めて、どこまでどういう手順でやっていくかというのは、また年金局とよく御相談しながら実際の進め方は考えていくという段階でございます。

【内山政務官】 医療や介護の利用率をデータとして見ていくという形も言われていましたけど、その辺りは積極的にやっていかないんですか。

【石塚理事】 市町村との関係を含めて、どういう手順でどこまで個別訪問をやっていくかとかいう基本的な方針は、これから年金局と御相談して、その方針に従って現実の訪問調査とか、具体の調査は機構でやっていくと、そういう役割分担になっております。

【内山政務官】 いや、訪問しなくても、とにかく医療保険を全く使っていないなんていう高齢者はあり得ないですよ。まあ、中にはいるかもしれないけど。その辺を聞きたいんですけど。

【藤原事業企画課長】 実際の数字という点になりますと、また何らかの形で御報告させていただきたいと思いますが、取組のやり方としては、今、政務官からお話しがございましたように、この問題、医療保険を使っていない方というのが、やはり潜在的に既に亡くなっているんじゃないかとか、そういう着眼点で後期高齢者の広域連合からデータをいただいで、それを年金の受給者のデータと重ね合わせまして、それで実際に現況の申告書を出してくださいという形でお手紙を出す。お返事の中で、もう既に実は御家族から亡くなっていますとか、行方不明ですとかいうお話があった方については年金の差し止めをするというのを既に去年から取組をやってございます。その中で、さらに今、市町村においては介護保険のデータも保有していますから、それとの重ね合わせというところも取り組むということと、そういうのも重ね合わせながら、この分野、今差し止めをすべきものは差し止めをしていっているところですよ。やってみて分かりましたのが、私どものほうでこの方はお亡くなりになっているんじゃないかとか想定して調べをしましたら、案外生存していらっしゃるというお返事もいただいておりますので、そこは市町村の介護保険のデータを重ねて使おうという背景もあって、それも使おうという話になったんですけども、よく自治体と連携して、ある意味、止めてはいけない方が止まってしまうということのないような形。かたや、いつまでも年金が支給していきますと、これは返納金というまた大変な問題になりますから、そういうところもしっかり見極めていくということでいろいろ取組を機構にもお願いしているところです。

【田中行政評価局長】 最後に、先ほどの証明の御質問について。

【讚岐総務課長】 先ほど、罹災証明書について村岡先生からお尋ねがございました。

かなり簡便、迅速にできないかということでもありますけれども、罹災証明書というのは自然災害によって家などが損失したときに、その損失の程度などを証明する各自治体市町村が発行する証明書であって、公営住宅に被災者が入居する際、その他いろいろな支援措置を受ける際に必要とされる書類ということでもあります。

通常の場合におきましては、内閣府において標準的な手続を定めて、現地を見に行きなさい等々をやっているんですけれども、迅速な認定のために、例えば航空写真で分かればいいのか、あるいは一部の県においては、福島県などにおいては自治体が機能していないようなところでは、県が事実上の証明を行って、それを公営住宅の入居のときに使えるとか、あるいはその他、各種の支援制度を所管する省庁においても簡便な方法によっている。ちょっと詳細はあれですけれども、そういうことでございます。

以上です。

**【郷原委員長】** 後で村岡委員に伝えておいてください。

それでは、予定の時間をオーバーしてしまいましたので、この辺りにしたいと思います。

年金局のほうは、法的な見解、違法ではないという見解の根拠、理由を、また書面で出してください。

それから、高山委員からいろいろな点についてたくさん質問があったので、答え切れていない点はまた後ほど直接答えてください。

それでは、本日の議事は以上です。ここで終了ということにさせていただきたいと思えます。お忙しい中をお集まりいただき、有難うございました。